

民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）のご案内

佐賀県では、今回の大雨により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施します。

1 入居者の要件 下記（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）令和元年８月の前線に伴う大雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和元年８月２８日）において、県内に住所を有する方
- （２）次の要件を満たす方
当該災害による住居の全壊により居住する住宅がない方（り災証明書の被災区分欄を確認します）
- （３）災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理又は障害物の除去制度を利用していない方

2 借上げ住宅の条件 下記（１）～（４）に該当する県内にある住宅

- （１）昭和56年6月以降に建築した住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された住宅
- （２）貸主から同意を得ているもの
- （３）県・貸主・入居者との間において、賃貸借契約が締結されたうえで対象世帯へ提供されるもの
- （４）家賃
 - ア 月額5.5万円以内（2人以下の世帯の方）
 - イ 月額6万円以内（3～4人の世帯の方）
 - ウ 月額8万円以内（5人以上の世帯の方）

※上記賃料のほか、共益費、退去修繕負担金（賃料の2か月分を限度）、礼金（賃料の1か月分を限度）、仲介手数料（月額賃料の0.54か月分を限度 ※令和元年10月以降は0.55か月分を限度）、入居時負担金（鍵の交換費用等）についても県で負担します。

また、損害保険料については、県が包括保険契約を行います。

3 入居者の費用負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等

4 入居期間 入居日から2年間

5 受付窓口

市町名	担当課	電話番号
佐賀市	建築住宅課	0952-40-7291
多久市	建設課	0952-75-4826
武雄市	復興対策室	0954-27-7510
小城市	定住推進課	0952-37-6150
大町町	農林建設課	0952-82-3151
江北町	建設課	0952-86-5618
白石町	建設課	0952-84-7124

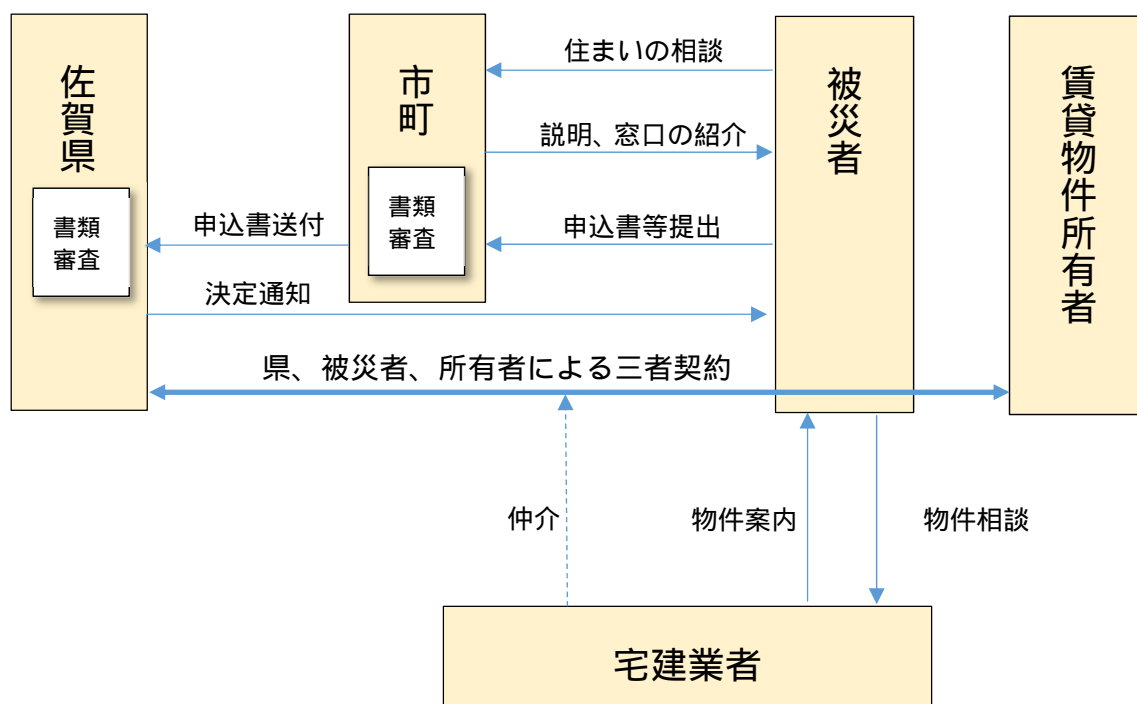
※申込みは入居される本人様に行っていただきます

6 申込受付期間 令和元年9月24日 ~ 令和元年12月20日

7 不動産関係団体

佐賀県宅地建物取引業協会	0952-32-7120
全日本不動産協会 佐賀県本部	0952-32-3270

8 契約までの流れ（フロー図）



※契約後の家賃等の支払いは、県が直接行います。

9 その他

○契約は、県・貸主・入居者の3者で締結する定期建物賃貸借契約です。

○損害保険については、県が包括保険契約を行います。損害保険の内容については別紙のとおりです。

○県が加入する保険と別に保険加入される場合は、費用は入居者の負担となります。

○県が負担する費用は必ずしも全ての項目ではなく、地域の実情に合わせて設定するものとします

○2年間の契約期間中に途中解約（退去）した場合に、違約金は発生しないものとします

○入居者が退去されようとする場合は、事前に県へご連絡いただきますようお願いいたします。

令和元年8月の前線に伴う大雨被害における応急仮設住宅(借上げ型仮設住宅)
に対して佐賀県が包括契約で加入する損害保険の内容について

1. 目的

令和元年8月の前線に伴う大雨被害で佐賀県が借り上げた民間賃貸住宅について、県が損害保険に包括契約に基づき加入することにより、偶然の事故により生ずることのある入居者への損害賠償責任に備えるもの

2. 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 佐賀県
- (2) 被保険者 入居者ただし、借家人賠償責任保険は県(借主)及び入居者

3. 契約する保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 佐賀支店 0952-23-8191

4. 保険の対象

契約期間の始期が令和元年9月24日以降の借上げ型仮設住宅

5. 保険の種類、保険金額及び免責金額

- | | | | | |
|---------------|------|---------|------|-----|
| (1) 借家人賠償責任保険 | 保険金額 | 2,000万円 | 免責金額 | 0円 |
| (2) 個人賠償責任保険 | 保険金額 | 1億円 | 免責金額 | 0円 |
| (3) 修理費用保険 | 保険金額 | 100万円 | 免責金額 | 3千円 |
| (4) 家財保険 | 保険金額 | 100万円 | 免責金額 | 0円 |

6. 保険責任期間

保険責任期間は、令和元年9月24日以降の入居期間で最長2年間
ただし、借上げ期間内に入居者が退去した場合は、その退去日まで

7. 保険の対象となる損害

- (1) 県又は入居者が借り上げた仮設住宅所有者に対して法律上の賠償責任を負う場合の損害(偶然の事故による戸室の損壊)
- (2) 入居者が借り上げた住宅の使用、管理に起因する法律上の賠償責任を負う場合の損害
- (3) 入居者が賃貸借契約上又は緊急時に自己の費用で修理した場合の修理費用
- (4) 家財保険は火災リスク及び風災リスクによる損害